

IEEJ NEWSLETTER

No.174

2018.3.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目 次

0. 要旨 — 今月号のポイント

<エネルギー市場・政策動向>

1. エネルギー政策を巡る動向
2. 原子力発電を巡る動向
3. 最近の石油・LNG 市場動向
4. 温暖化政策動向
5. 再生可能エネルギー動向

<地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：注目されるトランプ政権の政策と司法の関係
7. EU ウォッチング：英国の脱石炭火力
8. 中国ウォッチング：長期的視点に立った NEV 普及対策見直し
9. 中東ウォッチング：対立構造が複雑化するシリア内戦
10. ロシアウォッチング：対米関係緊迫化の中で臨む大統領選挙

0. 要旨 — 今月号のポイント

1. エネルギー政策を巡る動向

2018 年 2 月 20 日、第 24 回基本政策分科会が開催された。議題は、エネルギー基本計画の見直し等について、経団連、商工会議所、連合、消団連からのヒアリングであった。

2. 原子力発電を巡る動向

原子力への社会の信頼回復に向けた東京・青森での会合で、国内外の立地地域オピニオン・リーダー等より、経済や電力安定供給への原子力の貢献を説明することが重要との指摘がなされた。

3. 最近の石油・LNG 市場動向

最近の国際原油市場では、株価・為替・金利等の金融市場の要因が大きな影響を及ぼすようになっている。国際 LNG 市場では、需要の季節変動幅の拡大が大きな問題となりつつある。

4. 温暖化政策動向

国内では、外務省の気候変動に関する有識者会合がエネルギーに関する提言を発表した。海外では、クリーンコール同盟を主導していた米国の Banks 特別補佐官が辞任した。

5. 再生可能エネルギー動向

弊所では、“日独エネルギー変革協議会”と“日・サ CCS 水素アンモニアマスタープランワークショップ”を開催した。今年度中に当該テーマについて政策提言をまとめる予定である。

6. 米国ウォッチング：注目されるトランプ政権の政策と司法の関係

トランプ政権の公約を進めるための政策が司法によって阻まれる事例が目につく。他方、大統領指名による判事等の承認が進めば、司法が保守化に向かう可能性もあり、先行きが注目される。

7. EU ウォッチング：英国の脱石炭火力

英国政府は、「2025 年までに削減対策がなされていない石炭火力発電を止める」という政府提案に対する意見聴取を踏まえた、政府対応を公表した。

8. 中国ウォッチング：長期的視点に立った NEV 普及対策見直し

中国は中長期の視点に立って、NEV 規制・クレジット取引制度や購入補助金制度等を含む普及対策体系を、より高性能のものを支援する方向で見直しつつある。

9. 中東ウォッチング：対立構造が複雑化するシリア内戦

トルコ、米国、ロシア、イランなどの思惑が交差するシリア内戦が複雑化。米国とロシア、イスラエルとイランの衝突で緊張が拡大。イエメン内戦の拡散も懸念される。

10. ロシアウォッチング：対米関係緊迫化の中で臨む大統領選挙

プーチン政権が第 4 期目を目指す大統領選挙が目前に迫る中、米ロ関係の緊張が深刻度を増している。国内経済・社会に閉塞感が高まる中、次期政権が打開策を見出せるのか、注目を要する。

1. エネルギー政策を巡る動向

2月20日、第24回基本政策分科会が開催された。議題は、エネルギー基本計画の見直し等について関係機関—日本経済団体連合（経団連）、日本商工会議所・東京商工会議所（商工会議所）、日本労働組合総連合会（連合）、全国消費者団体連絡会（消団連）—からのヒアリングであった。

各機関の意見のポイントを要約すると：

経団連： 資源に乏しい日本においては、日本なりのエネルギーミックスを追求し、多様なエネルギー源の活用でS+3Eを満たすことが課題。政府が2015年に定めたエネルギーミックスはS+3Eを満たすもので、この実現が必要。

商工会議所： 2015年に発表された2030年エネルギーミックスと日本商工会議所の当時の提言を比較した。大きな差異は無く、バランスの取れた計画であると評価している。

連合： 経済社会情勢の変化が、国民雇用が悪影響を与えない公正な移行を求める。これは10年程前から国際労働連合が提唱する概念であり、パリ協定の前文に明記された。産業空洞化、雇用への悪影響を防ぐような配慮が求められる。

消団連： 成長、拡大は過去の概念であり、持続可能な社会を目指すことが社会の目標である。エネルギーミックス策定後の3年間で情勢変化が起こっており、機敏な対応が求められている。また、情報提供、共有によるコミュニケーションの促進を求める。

秋元委員が「持続可能な社会を目指す、SDG (Sustainable Development Goals) という部分に関してはおそらくみなさん共通の理解」といみじくも述べたように、基本的には4機関の目指すものは同様である。しかし、何に重きを置くかで各機関の主張は異なるものとなった。ひょっとすると、それはどの領域まで視野に含めているのかに根差すのかもしれない。柏木委員の「経団連、商工会議所、連合などは立場が違うが、日本は世界の電力の5%を使う工業国家としてエネルギーシステムはどうあるべきかを考えている点で共通している。一方、消団連については、今後は暮らしとエネルギーだけでなく日本全体としての視点を入れていくことも重要」という意見は、エネルギー問題の関連する領域の広範さを強調するものとしても至言である。

どの団体・機関にも、それぞれが代弁する利益があり、それを果たすことは重要な役割である。しかし、一部の団体にその代弁の仕方において、特定グループの意見や限られた事例と推察されるものを挙げつつ、それらがあたかも一般論と受け取られかねないように発言する仕方が見られたのは残念である。各団体・機関ともに、分かりやすく正確な情報発信の重要性を普段説いていることもあり、今後とも適切な意見表明を期待したい。

(計量分析ユニット エネルギー・経済分析グループ 研究主幹 マネージャー 柳澤 明)

2. 原子力発電を巡る動向

2月6日、米国・英国・フィンランドの原子力立地地域における原子力問題に関するオピニオン・リーダー6名と日本を含むアジア太平洋地域のエネルギー有識者10名余りが東京都内で会合を開き、原子力が社会に受け入れられるための要件等について意見交換を行った。

上述の欧米のオピニオン・リーダーはいずれも立地地域において、住民等ステークホルダーと政府や事業者等とのコミュニケーションを先導してきた経験者である。更に2月8日には同じメンバーで青森県六ヶ所村においても同趣旨の会合を開き、六ヶ所村で同様の活動をしてきたオピニオン・リーダーも交えて意見交換を行った。2回の会合を通して得られた主なメッセージは、①原子力が社会的に信頼を得ていくには、国がぶれないエネルギー政策推進の姿勢を示すこと、②まずは便益そのものを理解しなければリスクは許容できないので、安全やリスクの説明だけにとどまらず、原子力の経済や電力安定供給への貢献も躊躇なく国民に対して説明していくことが重要である、の2点であった。

国内の原子力政策に関しては、1月16日より2年半ぶりに原子力小委員会での議論が再開された。小委員会では、2月8日の第14回会合で、社会の信頼回復に向けた、事業者の自主的安全性向上の取り組みについて、2月20日の第15回会合では、長期の原子炉停止により経済が低迷している立地地域の自立的な発展への国による支援について、それぞれ議論がなされた。しかしながら最重要である「原子力のメリット、とりわけ経済や電力安定供給への貢献面を国民にいかに説明していくべきか」については、主だった論点になっていないようである。上述した欧米の立地地域オピニオン・リーダーの意見等に真摯に耳を傾け、原子力がこれまで我が国に果たしてきた、そしてこれからも果たすであろう経済や電力安定供給への貢献についても、感情的な反発を恐れず説明をしていく姿勢が国にも事業者にも望まれる。

2月9日、米国トランプ大統領は先進型原子炉に対する生産税控除の適用期限を新たに2021年1月1日以降とする措置を含む「2018年超党派予算法」に署名した。この、先進型原子炉に対し最大600万kWまで、発電開始から8年にわたり発電量1kWhあたり1.8セントを支払税額から控除する制度は2005年エネルギー政策法に基づくものである。しかし、その期限が2020年末日となっていたことから、2021～2022年に運転開始と見込まれている建設中のボーグル発電所3/4号機(AP-1000、110万kW×2)への適用可能性が危惧されていたものであり、ひとまずはその懸念は取り除かれた。しかし、本制度はNRCから認可を受け、事業者が堅固な資金調達計画と建設計画に基づき推進し、着実に運転開始するプラントに適用されるものであって、卸電力価格の低迷からプロジェクト推進を躊躇している事業者にとっては支援にならない。米国各州における電力市場の状況や州レベルでの措置の動向を引き続き注視したい。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

3. 最近の石油・LNG 市場動向

国際原油市場における金融市場要因の影響が強まってきている。Brent 原油価格は、1 月末に 70 ドル/バレル台にまで上昇した後、下落に転じ、2 月初旬に 62 ドル台にまで落ち込んだ。その後、2 月中旬以降は 65 ドル前後の水準を維持している。こうした一連の値動きに大きな影響を及ぼしているのが国際金融市場の不安定化である。

昨年までの国際金融市場においては、世界的な好景気と低インフレ、低金利が併存し、加熱せず冷め過ぎてもいない「ゴルディロックス (適温) 相場」と呼ばれる状態が続いていた。年明けの 1 月に入ると、株価の上昇が続く一方で、為替のドル安が進むという金融状況が、需給逼迫観測も浮上した国際原油市場における買いを加速させることで、Brent 価格を 70 ドル台にまで引き上げる一因となった。

しかし、2 月に入るとこの「適温」状態が一変した。米国の長期金利の上昇を嫌気した株価の急落が、今後の世界経済への不安感を高め、先物原油に対する売りを誘引することで、2 月初めの急激な原油価格の下落を引き起こすこととなった。2 月中旬時点での国際原油市場は、価格変動自体は一段落し、様子見の状況が続いているものの、今後も、2 月 5 日に就任したパウエル新 FRB 議長の下での米国の金利政策や、欧州中銀による量的緩和終了の可能性、またそうした状況下での為替相場の動向といった金融市場の要因によって原油価格が大きく左右され続ける可能性がある。

もちろん、国際原油価格は金融要因によってのみ変動するわけではない。今後は、需給面での要因として、油価上昇に伴う米国産シェールオイルの大増産が予想されており、国際エネルギー機関は最新の原油市場月報において、米国の 2018 年の石油生産量は 150 万バレル/日以上増産になると予測している。一方、債務危機が取りざたされるベネズエラでは、米国による経済制裁の影響や国営石油会社 PDVSA の資金難によって生産量が急激に低下している。2017 年 7 月時点で 200 万バレル/日以上あった生産量は、2018 年 1 月時点で 160 万バレル/日にまで低下しており、専門家の中には、このまま 100 万バレル/日まで減産が進むとの見方すらある。こうした需給要因やリスク要因も、今後の国際原油市場における新たな価格変動要因となることは間違いない。

国際 LNG 市場における北東アジアのスポット価格は、8 ドル/mmbtu 程度 (4 月渡し) にまで下落した。需要期が終わりつつあり、今後の価格も下落を続ける可能性が高い。なお今冬のスポット価格の上昇を生み出した大きな要因の一つが、世界の LNG 市場全体の規模の拡大と共に増大する需要の季節変動幅であった。特にそうした変動幅の大きい中国では、貯蔵能力の増強の必要性が指摘されているが、実際の能力の増強には時間を要する。国際 LNG 市場は当面、この大きな季節変動幅と共存していかなければならず、そうした変動を吸収できる柔軟かつ流動性の高い LNG 市場の整備がさらに急務となっている。

(化石エネルギー・電力ユニット ガスグループマネージャー 小林 良和)

4. 温暖化政策動向

河野外務大臣は1月14日、アブダビで開催されたIRENA総会閣僚級ラウンドテーブルで、日本は「再生可能エネルギーの導入では世界から大きく遅れている」、「日本国内の再生可能エネルギーを巡る現在の状況は嘆かわしい」とのスピーチを行った。これに先立つ1月9日、外務省は、NGOや研究者、気候変動対策に積極的な企業等をメンバーとして、国際的な再生可能エネルギーの動向や気候変動問題に関する課題を議題とする気候変動に関する有識者会合を設置した。有識者会合は8回にわたる会合を開催し、2月19日、エネルギーに関する提言を河野外務大臣に提出した。

この提言は「気候変動対策で世界を先導する新しいエネルギー外交の推進を」を副題として、①再生可能エネルギー外交を推進すること、②エネルギー転換の実現へ、日本の道筋を確立すること、③脱炭素社会の実現をリードし、新たな経済システムを構築することを提言した。②においては、国内の石炭火力の段階的廃止のロードマップを示すこと、石炭火力輸出への公的支援は速やかな停止をめざすこと、原発への依存度を限りなく低減していくことも言及している。

エネルギー基本計画の見直しは、経済産業省の所管であるが、こうした動きは、検討中のエネルギー基本計画見直しに一定の影響を及ぼす意図があるのではないかと、この見方もある。上記有識者会合は今後、3月に複数回にわたり開催され、4月を目途に全体的な提言を行う予定である。

一方、昨年11月のCOP23で、米国の当時のDavid Banks国際エネルギー・環境担当特別補佐官(国家経済会議メンバー)は、クリーンで高効率の化石燃料を促進する「クリーンコール同盟(Clean Coal Alliance)」のアイデアを非公式に公表した。国務省、国家経済会議などにおける「国際派」が、パリ協定離脱表明をしたとはいえ、米国が気候変動問題に関心を持ち続けていることを示す必要があるとして、このイニシアティブに至った、ともされている。この同盟は、カナダと英国が主導し石炭技術の利用の停止を求めて、同じくCOP23で発表された「脱石炭同盟(Powering Past Coal Alliance)」に対する「対抗軸」としても機能すると見られる。

クリーンコール同盟の参加国については、オーストラリア、インド、アフリカ諸国、ウクライナ、日本、インドネシア、中国、ポーランドなどが取りざたされている。ブッシュ政権時のエネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合(Major Economies Meeting)にちなんで、主要経済国大臣会合(Major Economies Ministerial)を設立し、そのリーダーシップを再びとることを米国は目指しているのではないかと推測する報道もある。しかし、現時点では、クリーンコール同盟が設立されるかどうか不明確であり、特に、上述のBanks氏自身が2月13日、同特別補佐官を辞任したことから、状況はより混沌としている。

(地球環境ユニット 地球温暖化政策グループマネージャー 田上 貴彦)

5. 再生可能エネルギー動向

【日独エネルギー変革評議会 ベルリン会合の開催】

弊所と独ブッパタール研究所らは、2016 年 5 月以来、日独両政府の支援を得て、日独各 9 名の専門家で構成される「日独エネルギー変革評議会 (GJETC)」を運営してきた。去る 2 月 14、15 両日、ベルリンにて第 4 回会合が開催され、政策提言を含む最終報告書 (案) が取りまとめられた。これをもって GJETC 活動に、一つの区切りをつけることになる。両国はエネルギー政策における「安全保障」「環境性」「経済性」といった価値観を共有するものの、目標設定の考え方や、原子力の扱い等達成手段には大きなギャップがある。GJETC は、そういった両国の違いを乗り越え、一つの政策提言を纏め上げた点に意義があるといえよう。

(政策提言の主要なポイント)

- 1) 日独は今後 30 年に亘ってエネルギーシステムの再構築を要する。「変革」を効果的に促進するため、両国が知識と経験を共有することが必要。
- 2) 電力・ガス部門の構造改革には適切なマーケットデザインが必要。
- 3) 再エネ導入の促進が求められるが、同時にコスト及び変動再エネがもたらす系統へのインパクトを考慮する必要がある。
- 4) エネルギー変革を成功に導くには、進捗状況の不断の評価、ステークホルダーの関与、透明性の確保等が必要

【日・サ CCS 水素アンモニアマスタープランワークショップ リヤド会合の開催】

昨年 9 月の東京会合に続き、弊所は昨年末に “CCS and Hydrogen in the framework of Collaboration in studies on technologies toward low carbon energy system in Saudi Japan Vision 2030” ワークショップをサウジアラムコとリヤドで共同開催した。本会合は、経済産業省の「平成 29 年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業 (国際貢献定量化及び JCM 実現可能性調査)」として採択された “サウジアラビアにおける低炭素エネルギーシステムに係るマスタープラン策定調査” の一環として実施された。

本調査では、我が国が GHG 排出削減で国際貢献するための 1 オプションとして、サウジアラビアの化石燃料を用い、CCS を組み合わせて製造するカーボンフリー水素・アンモニアの日本等へのサプライチェーンを想定している。ワークショップでは、サウジアラビアにおける CCUS の取組みやポテンシャル、我が国の水素・アンモニア製造・輸送・貯蔵技術オプションの経済性等に関する報告が行われた。東京会合とリヤド会合での議論を踏まえて、サプライチェーン構築に向けたマスタープランを今年度中に作成する。

弊所では、水素・アンモニアサプライチェーン構築に向けて、サウジアラビア側と今後も協力を深めていく予定である。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星 尚志
新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

6. 米国ウォッチング : 注目されるトランプ政権の政策と司法の関係

規制緩和を通じて米国経済・製造業を再活性化させ、石油・ガス開発を後押しするというトランプ政権の公約が、司法により阻まれる事例が続いている。例えば、2月22日、ノースカロライナ州に設置された連邦巡回裁判所は、オバマ政権の内務省土地管理局 (BLM) が 2016 年に公布した連邦領内で掘削される油・ガス田からのメタン排出基準の実施を 1 年間遅らせようとしたトランプ政権に対し、同基準の実施を命じる判決を下した。判決理由は、「貴重な国内資源であるメタンの漏出を防ぎ、同時に大気汚染物質の排出を抑制し公衆衛生の改善と気候変動の抑止への貢献が期待できる同基準の実施を遅らせるための、合理的根拠が示されていない」、というものであった。対するトランプ政権の主張は、ガス田開発が行われている多くの州において既にメタン排出抑制効果をもつ操業基準が実施されており、屋上屋を重ねる BLM の基準は石油・ガス産業に無駄なコスト負担を強いる、というものである。

2 月 15 日にはカリフォルニア州に設置された連邦巡回裁判所が、オバマ政権下でエネルギー省が公布した、エアコンやボイラーなど 4 種の機器効率基準の実施を遅らせようとしたトランプ政権に対し、同じく合理的根拠が示されていない、として基準の着実な実施を命じる判決を下した。

これら 2 件をはじめ、トランプ政権の公約実現を阻む判決の多くは、民主党の大統領により指名された判事が主導したことが報じられている。他方、今後を占う上では、トランプ大統領が、行政訴訟を扱うことの多い連邦控訴裁については既に総勢 179 名の判事の定数に対し 24 名を指名し、うち 13 名が上院で承認されたことも注目される。また、巡回裁判所については 684 名の定数に対し 59 名を指名し、10 名が承認された。今後、トランプ大統領が指名した判事の承認が進むにつれて、裁判所が全体的に保守化していくことが予想される。

また、2 月に入ってホワイトハウスが発表したインフラ投資に関する基本戦略では、インフラ建設計画の許可手続き迅速化の一環として、①複数の行政機関が許可権限を持ち手続きが遅延する現状を改め主管官庁に権限を一元化すること、②主管官庁でなくとも、環境保護庁がもつ環境アセスメントへのコメント権限を廃止すること、③環境アセスメントに関して利害関係者が訴訟を提起する際の要件を厳格化すること、等が盛り込まれた。環境団体やリベラルな州等による訴訟の多発によりエネルギー供給のボトルネック解消に必要な投資が阻害されることや、被告となるエネルギー企業や政府が和解合意をすることを通じて、議会での法改正を経ることなく実質的に環境規制が強化されていく、いわゆる **Sue and settle approach** への共和党の苛立ちを表した提案である。司法改革は、大統領の任期終了後も長期にわたってのちの政権の政策内容に影響を及ぼすため、その行方が注目される。

(化石エネルギー・電力ユニット 電力グループ 主任研究員 杉野 綾子)

7. EU ウォッチング : 英国の脱石炭火力

2018 年 1 月、英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省は、「2025 年までに排出削減対策がなされていない石炭火力発電を止める」という政府提案に対して広く募集・聴取した意見（コンサルテーション）を踏まえた、政府の対応を公表した。英国政府は、2015 年 11 月に同提案を公表し、2016 年 11 月から 2017 年 2 月まで意見聴取が行なわれた。以下では、今回公表された政府の対応について概説する。なお、2017 年 9 月には、メイ首相が、政府は 2025 年までに対策のなされていない石炭火力発電所を閉鎖することを確認しており、英国政府の脱石炭に向けた強い意思が改めて示されている。

コンサルテーションで提出された意見を踏まえ、政府は既設の石炭火力発電所に CCS 技術の導入義務付けを行わないこととした。これは、相対的に効率が悪く、老朽化した発電所への CCS 導入には法外な費用がかかる可能性があり、また、関連する投資決定・同意・建設・操業開始に要する時間は、2025 年を超える可能性があるためである。排出係数は、2013 年エネルギー法で導入された既存の排出係数基準（EPS）と同様の 450gCO₂/kWh をユニットごとに適用し、熱出力が 300MW 以上の、石炭や褐炭といった固形化石燃料を利用しているユニットに適用されることになる。

英国政府が、排出削減対策のなされていない石炭火力からの脱却を 2015 年 11 月に提示した際、電力安定供給の確保に問題はないか、という点が懸念事項として指摘された。この点について、政府は、容量市場の状況を十分に監視し、必要に応じて継続的見直しが必要であると指摘しつつも、対策のなされていない石炭火力発電所が閉鎖する際にそれを代替する十分な設備容量があることを容量市場制度は保証するだろうと評価している。なお、英国政府は、対策のなされていない石炭火力発電所の設備容量は 2025 年まで 1.5GW 残ると見ているが、石炭火力発電量が著しく低下している現状に鑑み、政府は石炭火力発電に対する排出係数制限のような規制を 2025 年より前倒しして課す必要はないと指摘する。

今後、政府は 2025 年 10 月 1 日から新たに排出係数制限を適用する法案を検討することになる。より厳しい排出係数制限の導入によって、2025/26 年に実際に運用されることを目指し、2021 年末／2022 年初頭に実施される容量市場入札に、対策がなされていない石炭火力発電が参入できないようにすることが計画されている。そのため、政府は 2021 年あるいは 2022 年の入札までの適切なタイミングで必要な法整備を準備することとなる。英国では、低炭素技術関連では CCS 商業化プログラムへの政府資金拠出が打ち切られた実績がある。しかし、同時にクリーン成長戦略や産業戦略白書等を通じて、低炭素技術を通じた、よりクリーンな成長を目指す政策も近年特に強く打ち出されている。その成否に大きな影響を及ぼす点で、英国の化石燃料エネルギーに係る政策が引き続き注目される。

(戦略研究ユニット 原子力グループ 研究員 下郡 けい)

8. 中国ウォッチング：長期的視点に立った NEV 普及対策見直し

中国は石油系自動車から電気駆動の次世代自動車 (NEV : New Energy Vehicle : EV、PHEV、FCV 含む) への転換を推し進めている。持続可能な発展と低炭素社会構築、そして自動車「大国」から「強国」への変貌にとって避けて通れない転換だと認識されているからである。政府は内燃機関車の生産・販売の禁止時期こそ公表しなかったが、自動車販売台数に占める NEV の比率を 2015 年の 1.3% から 2030 年に 40 ~ 50% へ高める目標を 2016 年 10 月に打ち出した。同時に、2009 年から始まった購入補助金制度を中心とした支援対策から、規制とクレジット制度の組み合わせの活用による対策への転換も本格化した。2017 年 9 月には、長期対策の柱となる NEV 関連規制・クレジット取引制度の導入 (本誌 2017 年 11 月号を参照) を、12 月には NEV に対する自動車取得税 (従価税、10%) の 2020 年までの免除延長を発表した。さらに、本年 2 月 12 日、財政部等 4 省庁が「NEV 普及拡大に向けた財政補助制度の調整・健全化に関する通知」を発出した。2021 年に廃止されるまでの 3 年間における購入補助金制度の骨組みを示すものとして、以下の点が特に注目すべきであろう。

まず、NEV にとって最も重要な航続距離、電池システムのエネルギー密度と電費 (走行距離当たり電力消費量) に関する補助資格要件を引き上げると同時に、技術成熟度に応じて補助額をきめ細かく設定したことである。例えば、EV 乗用車については、航続距離要件を 2017 年基準の 100km から 150km へ、エネルギー密度要件を 90Wh/kg から 105Wh/kg へ引き上げた。1 台当たりの補助額は、航続距離 150km なら 3.6 万元 (1 元=17 円で約 61 万円) から 1.5 万元 (約 26 万円) へ 58% 減額し、250km なら 4.4 万元 (約 75 万円) から 3.4 万元 (約 58 万円) へ 23% 減額する一方、400km 以上なら 4.4 万元 (約 75 万円) から 5 万元 (約 85 万円) へ増額するとした。電費水準をも考慮した補助額は、下限を 2 万元 (34 万円) から 0.45 万元 (約 8 万円) へ引き下げると同時に、上限を 4.84 万元 (約 82 万円) から 6.6 万元 (約 112 万円) へ引き上げるとした。コア技術のブレークスルーを促す制度設計と言えよう。

次に、EV、PHEV、FCV の差別化を図ったことである。補助額を見ると、EV は高度技術に対する増額、FCV は現状維持、PHEV は減額となっている。EV を NEV の中心に据えつつ、FCV を有望技術として引き続き育成する政府の姿勢が伺える。

最後に、地方自治体による普及対策を見直したことである。従来、自治体による購入補助額の上限は国の補助額の半分であった。見直しでは、補助額へ直接言及はしないものの、地方自治体の保護策の撤廃を強く求めた。地方の保護と認定された場合、国からの充電インフラ整備補助金を減額することが明記された。国内統一市場を形成し、国全体として競争力ある NEV 産業を育成する狙いが込められている。

このように、中国は中長期の視点から、NEV 普及対策のための政策を見直し、整備を進めつつある。今後も、その動向や効果について注目していきたい。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院 教授 李志東)

9. 中東ウォッチング：対立構造が複雑化するシリア内戦

シリア内戦への関与を強めるトルコは、反アサド武装勢力「自由シリア軍」と協働の下、米国が支援するクルド武装勢力 YPG を標的とした「オリーブの枝作戦」をシリア北部で遂行している。このため米国との溝も深まるが、和平交渉ではトルコと連携するロシアとイランも、アサド政権の支配地を脅かすトルコによる侵攻作戦を警戒する。なお、化学剤を充填した砲弾の使用疑惑をトルコは否定している。北部の街イドリブからの「イスラーム国」の追放完了を宣言したアサド政権は、余勢を駆ってダマスカス郊外の反体制派に対する空爆を敢行し、多数の市民が犠牲となる惨事に国際的な非難の声が上がる。一方、東部デイロズールに対する米軍の空爆でロシア人傭兵5人が死亡しており、内戦の構造はますます複雑化している。その米国は、シリア担当大使人事が二転三転しており、和平交渉での米国の存在が希薄化している。

シリア国内に拠点を築くイランと、これを阻止したいイスラエルとの緊張も高まっている。イスラエルが占領するゴラン高原に飛来したイラン製の無人機をイスラエル軍が破壊し、続いてシリア領内を報復爆撃する事態が生じた。だが、シリア軍の対空ミサイルでイスラエルの F16 戦闘機 1 機が撃墜されると、イスラエルは再報復でシリア領内にあるイラン軍などの拠点を改めて空爆した。ゴラン高原を挟んでにらみ合うイスラエルとイランは、ミュンヘン安全保障会議の場でも相互非難を展開している。

トランプ米大統領は、就任後初の一般教書演説でもイランを強く非難した。米国は、欧州諸国に対してイラン核合意の「欠陥」を是正する上での協力を要求しており、長距離ミサイルの開発、査察に対する制約、時限条項を修正する補完取極や追加合意の成立を目指す。最新の世論調査では実質的な制裁解除が進まないためイラン国内の合意支持も当初の 75%程度から約 50%に低下している。強硬派の抵抗で社会・経済改革を思うように進められないロウハーニ大統領は、局面打開のために国民投票の実施に言及した。だが、賛同は広がらず、早くも政権のレイムダック化が進行している。イラン女性の脱ヒジャーブ運動が注目を集める中、イラン系カナダ人学者の獄死がカナダとの関係改善に影を投じる。

アルワリード・ビン・タラール王子をはじめとする王族たちから総額 1000 億ドルに上る私財を没収した「汚職」騒動の終幕を告げるように、「世界一豪華な監獄」と揶揄されたリヤードの高級ホテルが営業を再開した。サウジアラビアは国軍育成のためにパキスタン軍の派遣を四半世紀ぶりに受け始めた。内戦下のイエメンでは UAE が支援する南部分離主義者がサウジアラビアの推すハーディ大統領派に反旗をひるがえす事態が発生し、混迷に拍車がかかる。不安定は対オマーン国境に波及し、地域紛争化の兆候が見られる。再選を目指すエジプトのスィスィ大統領は、対立候補の排除に余念がない。総選挙を控えるイラクでもこれまで優勢であったシーア派陣営に打撃を与えるため、シーア派宗教権威を標的とした前哨戦が始まっている。

(中東研究センター長・非常勤理事、慶応義塾大学大学院 教授 田中 浩一郎)

10. ロシアウォッチング：対米関係緊迫化の中で臨む大統領選挙

3月18日、ロシア大統領選挙が実施される。現職のプーチン大統領を含め8人が立候補しているが、有力な対立候補はおらず、プーチン再選が確実視されている。プーチン政権は、同選挙結果の正当性を国内外にアピールするためにも、投票率や得票率の底上げに躍起になっている。

第4期目に臨むプーチン大統領（任期を全うし、首相時代も含めると24年間の長期政権）への不満の受け皿の一つとして当初注目された、反汚職を訴える反体制派の指導者のナワリヌイ氏は、2013年に横領罪で有罪判決を受けたことを理由に、ロシア中央選挙管理委員会により2017年12月に大統領選挙への立候補を却下された（尚、欧州人権裁判所は、同判決の正当性を疑問視している）。ナワリヌイ氏は、今回の大統領選挙を「茶番劇」として、投票のボイコットを呼びかけていた。2018年1月末には、モスクワを含む全国100都市以上で同氏に同調するデモが広がったが、2017年3月と6月の時と同様、同氏を含め多数の参加者が治安当局に一時拘束されている。

2017年のロシアの実質GDP成長率は、前年比1.5%増（連邦統計局速報値）と3年ぶりにプラス成長に転じた。同年後半から原油価格が持ち直してきたことや、2018年のワールドカップ開催準備を一例とする大規模公共投資（大統領の関係者が直接的な受益者と言われる）等が背景にあると指摘されている。しかし、2017年の実質可処分所得は前年比1.7%減（速報値）となるなど、一般市民の生活環境改善からは程遠い。また欧米経済制裁による企業活動への悪影響が懸念され、先行き不透明感が益々深まる中、同年の民間資本の海外逃避は310億ドル強（前年比60%増）となった。

米ロ関係をはじめ対外関係の緊迫化も深刻度を増している。本年2月16日、米国のモラー連邦特別検察官は、2016年米大統領選挙への介入疑惑をめぐり、ロシア人13名と関連企業3社の起訴を発表した。起訴状では、ロシアがソーシャルメディア等を駆使し、2014年頃からクリントン民主党候補に不利となる工作活動を展開した点が明らかにされた。2月17日、マクマスター米国家安全保障担当大統領補佐官は、ミュンヘン安全保障会議の席上、ロシアの欧米に対するサイバー攻撃や情報工作は議論の余地がないと非難したのに対し、ラブロフ露外相は「戯言」として一蹴した。2月2日に米国が公表した「核態勢の見直し（NPR）」文書では、中国と並びロシアを「戦略的競争相手」と改めて位置づけている。

西側との対立が硬直化し、国内経済立て直しの具体的ビジョンも見えない中、大統領選挙を乗り切ってもプーチン政権の権力基盤が次第に揺れ動き出すとの見方も根強い。果たして次期政権が内外に対し有効な打開策を見出せるのか、注目を要する。

（戦略研究ユニット 国際情勢分析第2グループマネージャー 伊藤 庄一）